

大和市監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年7月21日

大和市監査委員 木原英和  
大和市監査委員 鳥淵優

# 住民監査請求に対する監査結果

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

氏名 (省 略)

### 2 請求書の提出

請求人から、令和2年5月25日に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として、「大和市職員に対する措置請求書」が提出された。また、同年5月27日に「大和市職員に対する措置請求補充書」が追加提出された。

### 3 請求の内容

以下、「大和市職員に対する措置請求書」及び「大和市職員に対する措置請求補充書」の原文をそのまま掲載した。（字の大きさ、字の間隔、行数については異なる場合がある。）なお、事実証明書については、一覧のみを掲載し、添付は省略した。

令和2年5月25日

監 査 委 員 殿

大和市職員に対する措置請求書

〒 (省 略)

住所 (省 略)

請求者 (省 略) ㊦ ((省略) 歳)

#### 第1. 請求の趣旨

大和市長は、市が、井東明彦、鈴木誠吾、堤健に対して有する損害賠償の請求権を行使して、市の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているので、請求人は、監査委員が市長に対し、この措置を講ずべきことを勧告することを求める。

## 第2. 請求の原因

《行為事実について》

1. 大和市は、令和元年5月27日に、主な機能等を『(1) コピースピード：A4横75枚／分以上であること。(2) 解像度：600dpi以上であること。(3) 自動両面原稿送り装置付きであること。(4) 自動両面コピー機能付（片面⇔両面、両面⇔両面など）であること。(5) 電子ソート機能付であること。(6) ホチキス留め機能付（年間10,000針）であること。(7) 中綴じ機能付であること。(8)パンチ穴機能付であること。(9) ネットワークプリンタ機能付であること。なお、ネットワーク上におけるプリント情報の保護及び複合機に蓄積されたプリント情報などの管理について、十分なセキュリティの確保がなされていること。(10) プリンターズプールはHDD1GB程度、又はメモリー512MB以上であること。(11) ネットワークスキャナー機能付であること。なお、スキャンデータを接続されたネットワーク上でアクセス可能な任意のフォルダにPDFファイルとして直接保存できること。(12) 最大でA3サイズ、最小でB5サイズの用紙が複写可能であること。(13) 用紙サイズA3、A4、B4、B5及び手差しトレイの5箇所以上のトレイを有すること。なお、A4トレイ給紙容量は、2,000枚以上であること。(14) 複写倍率は25%～400%の範囲で1%ごとに指定ができること。(15) ネットワークプリントは、Microsoft Windows（ただし、Microsoft社のサポート対象となるバージョン、以下「対象OS」とする）をOSとして搭載する端末から利用可能であること。(16) ネットワークプリント用プリンタードライバー・ドライバー等ツールのインストールマニュアル・複合機本体の設定（IPアドレス等）用マニュアルを、対象OSで使用できる電子媒体（CD、DVD等）に格納して納品すること。(17) 環境への配慮を徹底し、グリーン購入法に適合していること。(18) 放置プリントを制御する機能を有すること。プリント指示後、任意での排出制限機能を有すること。』(以下「本件仕様1①」という。)とするデジタル総合複合機(以下「本件複合機1」という。)と共に、予定枚数を『年間 約288,000,000枚 月平均 約24,000枚(ネットワークプリンタとしての使用予定枚数を含む) ※予定枚数に満たない月が発生する可能性もある。』(以下「本件仕様1②」という。)につき、物件の借入れとする条件付一般競争入札(以下「本件入札1」という。)を実施し、以って、落札者である富士ゼロックス神奈川株式会社第一営業統括部(以下「富士ゼロックス」という。)との間において、契約金額102万6432円(支払予定額を95万0400円(税抜き)、枚数86万4000枚(以下「本件予定枚数1」という。)、単価額1.1円(以下「本件単価1」という。)、以下「本件契約金1」という。)とする賃貸借契約(単価契約・長期継続契約)(元年度第2413号、以下「本件賃貸借契約1」という。)を締結する。なお、本件複合機1の設置場所は、大和市役所本庁舎1階保険年金課である。

2. 大和市は、同日に、主な機能等を『(1) コピースピード：A4横75枚/分以上であること。(2) 解像度：600dpi以上であること。(3) 自動両面原稿送り装置付きであること。(4) 自動両面コピー機能付(片面⇔両面、両面⇔両面など)であること。(5) 電子ソート機能付であること。(6) ホチキス留め機能付(年間10,000針)であること。(7) 中綴じ機能付であること。(8) パンチ穴機能付であること。(9) ネットワークプリンタ機能付であること。なお、ネットワーク上におけるプリント情報の保護及び複合機に蓄積されたプリント情報などの管理について、十分なセキュリティの確保がなされていること。(10) プリンタースプールはHDD1GB程度、又はメモリー512MB以上であること。(11) ネットワークスキャナー機能付であること。なお、スキャンデータを接続されたネットワーク上でアクセス可能な任意のフォルダにPDFファイルとして直接保存できること。(12) 最大でA3サイズ、最小でB5サイズの内紙が複写可能であること。(13) 用紙サイズA3、A4、B4、B5及び手差しトレイの5箇所以上のトレイを有すること。なお、A4トレイ給紙容量は、2,000枚以上であること。(14) 複写倍率は25%～400%の範囲で1%ごとに指定ができること。(15) ネットワークプリントは、Microsoft Windows(ただし、Microsoft社のサポート対象となるバージョン、以下「対象OS」とする)をOSとして搭載する端末から利用可能であること。(16) ネットワークプリント用プリンタードライバー・ドライバー等ツールのインストールマニュアル・複合機本体の設定(IPアドレス等)用マニュアルを、対象OSで使用できる電子媒体(CD、DVD等)に格納して納品すること。(17) 環境への配慮を徹底し、グリーン購入法に適合していること。(18) 放置プリントを制御する機能を有すること。プリント指示後、任意での排出制限機能を有すること。』(以下「本件仕様2①」という。)とするデジタル総合複合機(以下「本件複合機2」という。)と共に、予定枚数を『年間 約516,000,000枚 月平均 約43,000枚(ネットワークプリンタとしての使用予定枚数を含む)※予定枚数に満たない月が発生する可能性もある。』(以下「本件仕様2②」という。)につき、物件の借入れとする条件付一般競争入札(以下「本件入札1」という。)を実施し、以って、落札者である富士ゼロックスとの間において、契約金額117万0288円(支払予定額を108万3600円(税抜き)、枚数154万8000枚(以下「本件予定枚数2」という。))、単価額0.7円(以下「本件単価2」という。))、以下「本件契約金2」という。)とする賃貸借契約(単価契約・長期継続契約)(元年度第2414号、以下「本件賃貸借契約2」という。)を締結する。なお、本件複合機2の設置場所は、大和市役所本庁舎1階市民活動課である。
3. ところで、一般取引通念上、賃貸借契約(リース契約)とは、契約書に定められた機器機材に対する使用料(リース料)を分割又は一括で支払うべきことを目的とする契約であり、本件賃貸借契約1及び本件賃貸借契約2(総称して、以下

「本件賃貸借契約」という。)は、契約の名称に「デジタル複合機賃貸借」と表記することによって、外形上は、本件仕様1①及び本件仕様1②(総称して、以下「本件仕様1」という。)並びに本件仕様2①及び本件仕様2②(総称して、以下「本件仕様2」といい、更に、本件仕様1と総称して、以下「本件仕様」という。)のデジタル複合機(本件複合機1及び本件複合機2である。総称して、以下「本件複合機」という。なお、本件仕様1①と本件仕様2①は、その内容が同旨であるところ、現状、本件仕様1①に係る本件複合機1と本件仕様2①に係る本件複合機2とが同一機種であるかは不明である。)に係る『賃貸借契約』であるところ、その実態は、本件予定枚数1又は本件予定枚数2に係る単価契約であって、その契約金額(使用料)は、本件複合機により消費される補給紙の消費枚数(量)を要件とする『単価契約』なのである。なお、単価契約である旨については、括弧書きにより、公証しているものと思料する。

4. 本件複合機の使用料(リース料)を補給紙の消費枚数(量)で積算する単価契約方式とすることが適法か否かは別に於て、本件賃貸借契約1に係る明細一覧(以下「本件明細一覧1」という。)と本件賃貸者契約2に係る明細一覧(以下「本件明細一覧2」という。)を対比すると、補給紙の枚数(量)が増える(86万4000枚⇒154万8000枚)と単価額が下がる(1.1円⇒0.7円)ことから、本件賃貸借契約1と本件賃貸借契約2を、併合して、同一の契約により賃貸借すれば、その単価額は0.7円ないしそれ以下(単価額の変動基準のロッドが不明であることから、現状、正確な単価額の算定は不可である。)となることによって、本件複合機1は固より、本件複合機2の使用料が安価に抑えられるものなのである。具体的には、補給紙の枚数(量)は計241万2000枚(86万4000枚+154万8000枚)となることによって、その単価額は0.7円以上に積算されることはなく、大凡6.0円が相当であり、これを本件賃貸借契約に適用すれば、本件複合機1の使用料(リース料)は51万8400円(税抜き、86万4000枚×0.6円)、また、本件複合機2の使用料(リース料)も92万8800円(税抜き、154万8000枚×0.6円)と積算され、以て、本件賃貸借契約1につき、46万6560円(102万6432円-(51万8400円×108%)、以下「本件損害金1①」という。)、他方、本件賃貸借契約2につき、16万7184円(117万0288円-(92万8800円×108%)、以下「本件損害金2」という。)が不当に支出されたものである。なお、仮に、併合において単価額0.7円が維持されるとしても、本件賃貸借契約1については37万3248円(102万6432円-(60万4800円(86万4000枚×0.7円)×108%)、以下「本件損害金1②」という。)が不当な支出となるものなのである。
5. 従って、本件賃貸借契約1によって大和市が不当に支出をした本件損害金1①ないし本件損害金1②及び本件損害金2(以下「本件損害金」という。)は、安易に、本件賃貸借契約の締結を決裁した、或いは決裁に対し、指導指示を怠った以

下の職員による人為的損害なのである。

《職員の不法行為について》

6. 相手方に対する請求原因について

- ①. 市民経済部市民活動課の鈴木誠吾課長は、本件賃貸借契約1の決裁権者であり、契約当時、大和市における複合機に関する契約状況を何ら確認把握することなく、安易に、本件賃貸借契約1を締結した重過失行為者である。
- ②. 市民経済部保険年金課の堤健課長は、本件賃貸借契約2の決裁権者であり、契約当時、大和市における複合機に関する契約状況を何ら確認把握することなく、安易に、本件賃貸借契約2を締結した重過失行為者である。
- ③. 市民経済部の伊東明彦部長は、市民経済部の事務事業を把握統括する管理者であり、本件賃貸借契約1及び本件賃貸借契約2を併合する等の責務（指導指示）を怠った重過失行為者である。

以上

令和2年5月27日

監 査 委 員 殿

大和市職員に対する措置請求補充書

請求者 (省 略) ㊟

請求者が行った令和2年2月25日付け『大和市職員に対する措置請求』（同日收受）については、事実誤認が存することから、以下の点につき、訂正及び追加致します。

記

請求者においては、「仕様書」に記載する『予定枚数』及び「明細一覧」に記載する『数量』に対する単価額に関しては、複写に必要とする補給紙（コピー用紙）の費用を含んでいると誤認するところ、今般、当該枚数（数量）については、補給紙（コピー用紙）は含まないことを確認（仕様書10. その他参照）することから、本件措置請求書記載第3項については、「ところで、一般取引通念上、賃貸借契約（リース契約）とは、契約書に定められた機器機材に対する使用料（リ

リース料)を分割又は一括で支払うべきことを目的とする契約であり、本件賃貸借契約1及び本件賃貸借契約2(総称して、以下「本件賃貸借契約」という。)は、契約の名称に「デジタル複合機賃貸借」と表記することによって、外形上は、本件仕様1及び本件仕様2(総称して、以下「本件仕様」という。)のデジタル複合機(本件複合機1及び本件複合機2である。総称して、以下「本件複合機」という。なお、本件仕様1①と本件仕様2①は、その内容が同旨であるところ、現状、本件仕様1①に係る本件複合機1と本件仕様2①に係る本件複合機2とが同一機種であるかは不明である。)本体に対する『賃貸借契約』であるところ、その実態は、契約金額(使用料)を本件複合機の使用によりカウントされる補給紙の消費枚数(量)によって積算する不適切な『単価契約』なのである。なお、単価契約である旨については、括弧書きにより、公証しているものと思料する。」と訂正(変更)すると共に、仮に、本件複合機1と本件複合機2が同一機種であるとする、本件賃貸借契約書1記載の支払予定額95万0400円(税抜き)と本件賃貸借契約書2記載の支払予定額108万3600円(税抜き)との差額13万3200円(税抜き)は、単純に、数量(予定枚数)68万4000枚(154万8000枚-86万4000枚)に係る消耗品であるトナー及びホチキス針の按分費用であり、その単価額は1枚当たり0.2円(端数切上げ、13万3200円÷68万4000枚)と算出でき、本件複合機本体に係る使用料(リース料)は大凡77万5000円(本件複合機1の本体賃貸借料(リース料)は77万7600円(95万0400円-(86万4000枚×0.2円))、他方、本件複合機2の本体賃貸借料(リース料)は77万4000円(108万3600円-(154万8000枚×0.2円))と算定でき得ることによって、結果、予定枚数を1枚超過するごとに、本件賃貸借契約1(本件複合機1)につき0.9円、他方、本件賃貸借契約2(本件複合機2)につき0.5円の不利益を蒙るものなのである。従って、本件の如き、複合機の賃貸借に関しては、当該複合機本体の賃貸借契約(保守メンテナンス作業を含む。)を締結し、トナー及びホチキス針等消耗品については、補給紙(コピー用紙)同様、物品の購入契約をもって仕入れるべきものなのである。なお、本件仕様においては、複合機本体につき、ファクトリーニューの製品を指定するところ、通常、大型複合機の備品(部品)の交換については、摩擦消耗による紙送りのローラーゴム程度であることから、本件予定枚数2が本件予定枚数1を68万4000枚超えて使用することによる重大な故障は皆無(その程度で故障をするのであれば、新品製品として、隠れた瑕疵が存するといわざるを得ない。)と思料するものである。

以上

事実証明書一覧（事実証明書の添付は省略）

甲第1号証の1	賃貸借契約書（元年度第2413号）
甲第1号証の2	仕様書
甲第1号証の3	明細一覧（契約番号31-2413-0）
甲第1号証の4①	契約決定通知書（契約番号31-2413-1）
甲第1号証の4②	契約決定通知書（契約番号31-2413-2）
甲第2号証の1	賃貸借契約書（元年度第2414号）
甲第2号証の2	仕様書
甲第2号証の3	明細一覧（契約番号31-2414-0）
甲第2号証の4	契約決定通知書（契約番号31-2414-0）
甲第3号証	明細一覧（契約番号29-5213-0）

#### 4 請求の受理

本件請求について要件審査をした結果、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年5月25日付でこれを受理した。

## 第2 監査委員の除斥

本件請求の監査において、法第199条の2の規定に該当する事由はなかった。

## 第3 監査の実施

本件請求書に記載された事項、請求人の事実を証する書面を勘案し、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査対象事項

保険年金課及び市民活動課で締結したデジタル複合機賃貸借契約について、本件措置請求書に記載されている「不当な支出」の有無、「損害を補填する措置を講ずる責任」が認められるか否か、及び請求人が求めている措置の内容が適当であるか否かを監査の対象事項とした。

### 2 監査対象部局

大和市市民経済部市民活動課（以下「市民活動課」という。）、大和市市民経済部保険年金課（以下「保険年金課」という。）

### 3 実施方法

本件請求の内容から、請求対象事務の執行に直接関わった職員等に関係書類の



提出を求め、調査を実施した。また、必要に応じて、随時、事情聴取を実施した。

#### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年7月8日に、請求人の陳述の聴取を行った（書面による）。

なお、請求人が行った、請求書を補充する陳述の要旨は次のとおりである。

（陳述要旨）

保険年金課、市民活動課、市民課設置のデジタル複合機は同一機種（DocuCentre-V7080 NCP）であり、また中央林間分室、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所、渋谷分室設置のデジタル複合機も同一機種（DocuCentre-V2060 CP-4T）である。同一当事者間において、同一機種を同一期間賃貸借するにもかかわらず、使用料（リース料）に差異があるのは、低額使用料に対する高額使用料の差額が不当な支出である。本件各賃貸借契約は、対象複合機の使用量の多少によりその使用料（リース料）を変動させ、本来富士ゼロックスの負担すべき消耗品代を市が負担することから、賃貸借契約（リース契約）の本旨に反する不当な契約である。

事実証明書一覧（事実証明書の添付は省略）

甲第5号証の1	請求書（請求額19,779円）
甲第5号証の2	請求書（請求額34,037円）
甲第5号証の3	請求書（請求額20,519円）
甲第6号証の1	請求書（請求額11,028円）
甲第6号証の2	請求書（請求額6,572円）
甲第6号証の3	請求書（請求額4,268円）
甲第6号証の4	請求書（請求額9,517円）

#### 5 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づく関係職員の陳述は行わなかった。

### 第4 監査の結果

令和2年5月25日付の請求人からの「大和市職員に対する措置請求書」及び5月27日付の「大和市職員に対する措置請求補充書」については、理由がないため棄却する。

以下、請求人の主張、監査対象部局に対する監査の結果及び監査委員の判断を記述する。

## 1 請求人の主張

本件請求における請求人の主張は、「複写機の使用枚数が増えると単価が下がることから、保険年金課及び市民活動課において締結されたデジタル複合機賃貸借契約を併合すれば単価は0.7円以下となり、使用料は安価に抑えられる。使用枚数を2契約合わせて2,412,000枚とした場合、単価は0.6円が相当であり、633,744円が不当な支出である。また単価が0.7円の場合でも、373,248円が不当な支出であり、市長は市が被った損害賠償の請求権を行使し、これを補填すべく当該職員に求償するべきである。」というものである。

また、同補充書における請求人の主張は、「保険年金課及び市民活動課において締結されたデジタル複合機賃貸借契約は、使用料を複合機の使用によりカウントされる消費枚数によって積算する不適切な単価契約である。契約単価のうち、トナー等消耗品の単価は0.2円と算定できることから、予定枚数を1枚超過するごとに0.9円及び0.5円の不利益が生じる。従って、複合機の賃貸借契約は、複合機本体の賃貸借契約を締結し、トナー等消耗品は物品購入契約により仕入れるべきである。」というものである。

## 2 監査対象部局に対する監査の結果

本件請求については、市民経済部の予算執行主管課である市民活動課の職員及び関連部局である大和市総務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）の職員に対し、それぞれ関係する書類の提出を求めるとともに事情聴取を実施した。その結果、状況は次のとおりであった。

### (1) デジタル複合機賃貸借の契約状況

デジタル複合機の賃貸借については、市民活動課、保険年金課の事務を実施するために各1台分の経費が認められ、使用状況に応じた予算額が計上されている。予算執行主管課である市民活動課は、各課の予算に基づき個別に賃貸借契約を締結している。

### (2) 使用料積算の考え方

当該デジタル複合機賃貸借の仕様書によると、使用料には機器の賃貸借料のほか、設置・調整費、保守・サービス費、ネットワーク設定費、操作方法の説明、用紙以外の消耗品、契約期間満了後の機器撤去費を含むものとし、年間予定枚数に基づき、1枚あたりの単価を設定のうえ、当月の使用実績から積算することとしている。すなわち使用料は、単に機器本体の賃貸借料として積算されているのではなく、機器が正常な状態で稼働するために必要な経費の総額を基に積算されていることが確認できる。なお、仕様書の作成にあたっては、過去の契約状況や他自治体との契約実績のある業者からの見積を参考にしている。

### (3) 消耗品調達の方

デジタル複合機は、各事務事業の実施に必要な不可欠な事務機器であり、故障や消耗品の不足等により機器が使用できなくなることは住民サービスの低下につながることから、機器を常に正常な状態で稼働させるため、メンテナンスや消耗品の補充等を、当該複合機賃貸借の仕様に含めている。

### (4) 契約手続

設計金額40万円を超える賃貸借は、契約主管課が契約事務を行うことが大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）に規定されており、市民活動課は市民経済部の2件の複合機賃貸借について、契約検査課に契約の締結を依頼している。契約検査課は、法、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）等に基づき、かながわ電子入札共同システムにより当該賃貸借の一般競争入札（条件付）を実施し、富士ゼロックス神奈川株式会社第一営業統括部が落札した。

## 3 監査委員の判断

以上のように監査対象部局に対する監査の結果に基づき、本件請求に対して、次のとおり判断する。

### (1) 使用料単価について

請求人は、市民経済部の複合機の2件の契約を1つにまとめ、使用予定枚数が増えると1枚あたりの単価が下がり、使用料が安価になると主張している。複合機賃貸借の仕様によると、使用料単価は機器が正常な状態で稼働するために必要な経費の総額から積算するため、2契約を統合した場合は2台分の経費総額から積算することが基本的な考え方となる。請求人が相当とする使用料単価0.6円、もしくは0.7円は、いずれも機器1台分の経費総額から算定されたものであり、使用予定枚数が同程度であっても、機器2台分の単価とすることは合理的でない。よって、単価0.6円の場合は633,744円、単価0.7円の場合は373,248円が不当な支出であるという請求人の主張は認められない。

### (2) 使用枚数に応じた単価契約について

デジタル複合機の賃貸借については様々な契約方法があるが、使用枚数1枚あたりの単価を設定し、機器の使用実績に応じて使用料とすることは、他自治体や民間企業においても同様の契約が行われていることを考慮すると、当該単価契約は不適切とはいえない。また、使用料に含む経費の範囲は、発注者の判断により異なるが、機器を常に正常な状態で稼働する必要性から、当該契約においてトナー等消耗品を使用料に含むとしていることには合理性があり、一律に消耗品を物品購入契約により調達しなければならないとする理由はないというべきである。

### (3) 契約手続について

2 契約とも、公平性・競争性を確保する観点から、法、大和市契約規則等に則り一般競争入札（条件付）に付され、その間の契約手続きは適正に行われており問題はなかった。

### (4) 損害賠償請求権を行使し、市職員に求償する必要があるか

前述のとおり、当該職員は、不当な契約の締結により市に損害を加えたとは認められないことから、損害賠償請求権を行使しなくてはならない事由は見受けられず、損害を補填する措置を講ずる責任は認められない。